

アフィドピロペンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>下記の食品の残留基準を 2ppm 以上に設定することに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、だいこんの残留試験データはなく、アメリカのからしな(最大残留値 2.733/ppm と代謝物 H1.527ppm)が参照され、同国の残留基準 5ppm が採用されている。</p> <p>2、からしなは、その他のハーブであり、ダイコンとは同類ではない。</p> <p>(2) かぶ類の葉 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、かぶの残留試験データはなく、アメリカのからしな(最大残留値 2.733/ppm と代謝物 H1.527ppm)が参照され、同国の残留基準 5ppm が採用されている。</p> <p>2、からしなは、その他のハーブであり、かぶとは同類ではない。</p> <p>(3) クレソン 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、クレソンの残留試験データはなく、アメリカのからしな(最大残留値 2.733/ppm と代謝物 H1.527ppm)が参照され、同国の残留基準 5ppm が採用されている。</p> <p>2、からしなは、その他のハーブであり、クレソンとは同類ではない。</p> <p>(4) ケール 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、ケールの残留試験データはなく、アメリカのからしな(最大残留値 2.733/ppm と代謝物 H1.527ppm)が参照され、同国の残留基準 5ppm が採用されている。</p> <p>2、からしなは、その他のハーブであり、ケールとは同類ではない。</p> <p>(5) きょうな 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、きょうなの残留試験データはなく、アメリカのからしな(最大残留値 2.733/ppm と代謝物 H1.527ppm)が参照され、同国の残留基準 5ppm が採用されている。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>海外において、一定の作物群グループに共通の残留基準（グループMRL）が設定され、かつ、使用基準がグループ内の作物で共通であるものについては、当該グループMRLを参照して日本における残留基準を設定しています。</p> <p>米国におけるあぶらな科葉菜類には、だいこん類の葉、かぶ類の葉、クレソン、ケール、きょうな、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜及びからしな（その他のハーブに分類）が含まれ、からしなの作物残留試験成績に基づいて今回の基準値を設定しています。</p> <p>同様に、葉菜類には、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、パセリ及びほうれんそうが含まれ、ほうれんそうの作物残留試験成績に基づいて今回の基準値を設定しています。</p> <p>同様に、葉柄葉菜類には、セロリ、その他のきく科野菜、その他のせり科野菜、その他の野菜及びその他のハーブが含まれ、セロリの作物残留試験成績に基づいて今回の基準値を設定しています。</p>

<p>2、からしなは、その他のハーブであり、きょうなどは同類ではない。</p> <p>(6) チンゲンサイ 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、チンゲンサイの残留試験データはなく、アメリカのからしな(最大残留値 2.733/ppm と代謝物 H1.527ppm)が参照され、同国の残留基準 5ppm が採用されている。</p> <p>2、からしなは、その他のハーブであり、チンゲンサイとは同類ではない。</p> <p>(7) その他のあぶらな科野菜 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、具体的な作物の留試験データはなく、アメリカのからしな(最大残留値 2.733/ppm と代謝物 H1.527ppm)が参照され、同国の残留基準 5ppm が採用されている。</p> <p>2、からしなは、その他のハーブであり、あぶらな科野菜とは同類ではない。</p> <p>(8) エンダイブ 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、エンダイブの残留試験データはなく、アメリカのほうれんそう(最大残留値 1.074ppm、代謝物 H1.574ppm)が参照され、同国の残留基準 2ppm が採用されている。</p> <p>2、エンダイブは、ほうれんそうと同類ではない。</p> <p>(9) しゅんぎく 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、しゅんぎくの残留試験データはなく、アメリカのほうれんそう(最大残留値 1.074ppm、代謝物 H1.574ppm)が参照され、同国の残留基準 2ppm が採用されている。</p> <p>2、しゅんぎくは、ほうれんそうと同類ではない。</p> <p>(10) レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、アメリカの結球レタスの残留試験 8 事例で、散布 0 日後の外葉ありの最大残留値 0.278ppm と代謝物 H0.480ppm であり、外葉なしで、0.272ppm と 0.418ppm である。</p> <p>2、アメリカのリーフレタスの残留試験 8 事例で、散</p>	
---	--

<p>布 0 日後の最大残留値 0.944ppm と代謝物 H1.289ppm である。</p> <p>3、アメリカのほうれんそう（最大残留値 1.074ppm、代謝物 H1.574ppm）が参照され、同国の残留基準 2ppm が採用されている。</p> <p>(11) その他のきく科野菜 3ppm [理由] 1、具体的な作物の残留試験データはなく、アメリカのセロリ（最大残留値 1.635ppm、代謝物 H0.248ppm）が参照され、同国の残留基準 3ppm が採用されている。 2、セロリは、その他のきく科野菜と同類ではない。</p> <p>(12) パセリ 2ppm [理由] 1、パセリの残留試験データはなく、アメリカのほうれんそう（最大残留値 1.074ppm、代謝物 H1.574ppm）が参照され、同国の残留基準 2ppm が採用されている。 2、パセリは、ほうれんそうと同類ではない。</p> <p>(13) セロリ 3ppm [理由] アメリカの残留試験 9 事例で、散布 0 日後の最大残留値 1.635ppm、代謝物 H0.248ppm である。同国の残留基準 3ppm が採用されている。</p> <p>(14) その他のせり科野菜 3ppm [理由] 1、具体的な作物の残留試験データはなく、アメリカのセロリ（最大残留値 1.635ppm、代謝物 H0.248ppm0）が参照され、同国の残留基準 3ppm が採用されている。 2、セロリは、その他のせり科野菜と同類ではない。</p> <p>(15) ほうれんそう 2ppm [理由] アメリカの残留試験 8 事例で、散布 0 日後の最大残留値 1.074ppm、代謝物 H1.574ppm であり、同国の残留基準 2ppm が採用されている。</p> <p>(16) その他の野菜 3ppm [理由] 1、具体的な作物の残留試験データはなく、アメリカのセロリ（最大残留値 1.635ppm、代謝物 H0.248ppm0）が参照され、同国の残留基準 3ppm が採用されている。 2、セロリは、その他のせり科野菜と同類ではない。</p> <p>(17) その他のハーブ 5ppm</p>	
---	--

[理由]アメリカのからしなの残留試験8事例で、散布0日後の最大残留値2.733/ppmと代謝物H1.527ppmである。同国の残留基準5ppmが採用されている。

【意見2】

全体的に残留基準が高すぎるのは、品種の異なるアメリカでの、散布直後の最大残留値を参照にしているからである。残留実態を調べ、代謝物を含めて、もっと低値にすべきである。

[理由]

1、ラットの2年間発がん性試験で、子宮腺癌の発生頻度増加が認められている。ラットの2世代繁殖試験で、着床数及び産児数減少が、また、ラットの雌においてプロラクチン減少、卵巣重量減少、性周期及び繁殖能に対する影響が認められている。このような農薬は出来るだけその摂取を減らすべきであるため、残留基準を下げる必要がある。

2、理論一日摂取量TMDIの対ADI比は、下表のようで、安全の目安である80%以下であるが、その他の野菜のTMDIへ寄与率が高いのが気かりである。

	国民全体	幼小児	妊婦	高齢者
	TMDI	TMDI	TMDI	TMDI
kg/人/日	224.7	97.4	196.3	276.9
ADI比(%)	5.1	7.4	4.2	6.2
その他の野菜 kg/人/日	40.2	18.9	30.3	42.3

3、短期推定摂取量ESTIの算出において、国民全体区分と幼小児区分のすべての食品で、残留暴露量を残留基準よりも低い数値として、ESTI/ARFDを低く見せている。

たとえば、

レタス、パセリ、ほうれんそう：

残留基準 2ppm ⇒ 暴露量 1.074ppm

さらに、幼小児区分のすいかでは、残留基準 0.7ppm

⇒暴露量 0.406ppmでも、20%と高い。

【回答2】

本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると「ラットを用いた2年間発がん性試験において子宮腺癌の発生頻度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、一日摂取許容量(ADI)が設定されています。また、「ラットを用いた2世代繁殖試験において、着床数及び産児数減少が認められた。また、ラットの雌においてプロラクチン減少、卵巣重量減少、性周期及び繁殖能に対する影響が認められ、これらは本剤が視床下部等に影響した可能性を示唆するものと考えられた。」と結論され、ラットを用いた血中プロラクチン濃度測定試験から、急性参照用量(ARFD)が設定されています。同委員会による食品健康影響評価において、慢性毒性試験及び血中プロラクチン濃度測定試験の結果を踏まえ、ADIとARFDが設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/show/kya20180621044>

長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限

		<p>まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>短期推定摂取量の推定等については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</p>
2	<p>【意見3】</p> <p>世界で飛び抜けて多い(4000以上)農薬の登録数、成分数(約600)をどこまで伸ばしても規制がないのは疑問。これだけ種類が増えて(それに伴い総量も増えて)いるにもかかわらず、残留農薬総量の影響、複合影響をチェックしないのは問題。原則農薬等の使用は制限し、中期的には全廃を目指すべき。</p>	<p>【回答3】</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHO では、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) やJECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により使用が認められており、食品衛生法とは別の法体系の規制を受けていると承知しています。</p>

オキシポコナゾールフマル酸塩に関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】 すいかなど 23 作物の残留基準を廃止することに賛成である。 [理由]国内外で、適用のない農薬の基準は不要である。</p> <p>【意見 2】 下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) みかん（外果皮を含む。） 2ppm [理由] 1、残留試験 4 事例で、代謝物を含め最大残留値 1.715ppm である。果肉では 0.074ppm、果皮では、7.699ppm である。 2、TMD I へのみかんの寄与率がたかい。たとえば、高齢者では、25%である。 (2) なつみかんの果実全体 2ppm [理由] 1、残留試験 4 事例で、代謝物を含む果実亜鉛田の最大残留値 0.830ppm である。果肉では、<0.023ppm、果皮では、0.406ppm である。 2、現行基準 5ppm が強化されたが、まだ、高い。 (3) レモン 2ppm [理由] 1、レモンの残留データはなく、なつみかん果実全体（最大残留値 0.830ppm）が参照されている。 2、現行基準 5ppm が強化されたが、まだ、高い。 (4) オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） 2ppm [理由] 1、オレンジの残留データはなく、なつみかん果実全体（最大残留値 0.830ppm）が参照されている。 2、現行基準 5ppm が強化されたが、まだ、高い。 (5) グレープフルーツ 2ppm [理由] 1、グレープフルーツの残留データはなく、なつみかん果実全体（最大残留値 0.830ppm）が参照されてい</p>	<p>【回答 1】 食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>【回答 2】 厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>みかん、日本なし、もも、ネクタリン、おうとう及びぶどうについては、国内での使用方法で実施された作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>仁果類であるなしには、日本なし、西洋なしが含まれるため、日本なしの作物残留試験成績より、基準値を設定しています。</p> <p>なつみかん、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びその他のかんきつ類果実については、かんきつ（みかんを除く）に含まれるため、なつみかんの作物残留試験成績から基準値を設定しています。</p> <p>みかんの果皮は、その他のスパイスに分類されるため、みかんに含まれる温州みかんの果皮の作物残留試験成績から基準値を設定しています。</p> <p>長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量（ADI）の80%の範囲内に収</p>

<p>る。</p> <p>2、現行基準 5ppm が強化されたが、まだ、高い。</p> <p>(6) ライム 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、ライムの残留データはなく、なつみかん果実全体 (最大残留値 0.830ppm) が参照されている。</p> <p>2、現行基準 5ppm が強化されたが、まだ、高い。</p> <p>(7) その他のかんきつ類果実 1 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、ゆずの残留試験 1 事例で、代謝物を含む果実の最大残留値 0.628ppm である。</p> <p>2、かぼすの残留試験 2 事例で、代謝物を含む果実の最大残留値 0.227ppm である。</p> <p>3、すだちの残留試験 2 事例で、代謝物を含む果実の最大残留値 0.495ppm である。</p> <p>4、現行基準 5ppm が強化されたが、まだ、高い。</p> <p>(8) 日本なし 2ppm</p> <p>[理由] 残留試験 4 事例で、散布 1 日後の代謝物を含む最大残留値 0.682ppm である。</p> <p>(9) 西洋なし 2ppm</p> <p>[理由] 西洋なしの残留データはなく、日本なし (最大残留値 0.682ppm) が参照されている。</p> <p>(10) もも (果皮及び種子を含む。) 3ppm</p> <p>[理由] 残留試験 4 事例で、代謝物を含む果実は最大残留値 1.185ppm、果肉は 0.567ppm。果皮は 9.258ppm である。</p> <p>(11) ネクタリン 2ppm</p> <p>[理由] 残留試験 4 事例で、代謝物を含む最大残留値 0.657ppm である。</p> <p>(12) おうとう (チェリーを含む。) 2ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 4 事例で、代謝物を含む最大残留値 1.371ppm である。</p> <p>2、現行基準 5ppm を強化したが、まだ、高い。</p> <p>(13) ぶどう 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 10 事例で、代謝物を含む最大残留値 2.604ppm である。</p>	<p>まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p>
--	---

2、TMD I へのぶどうの寄与率がたかい。たとえば、妊婦では、46%である。

(14) その他のスパイス 10ppm

[理由]

1、みかん果皮の残留試4事例で、代謝物を含む最大残留値 7.699ppm である。

2、現行基準 5ppm が、さらに緩和されている。

【意見3】

全般的に残留基準が高く、残留実態を調べ、代謝物を含めて、低値にすべきである。

[理由]

1、TMDI の対 ADI 比は、安全評価の目安 80%より低い、みかんやぶどうの TMD I への寄与率が高い。⇒【意見2】も参照。

2、短期摂取量 ESTI の算出では、オレンジ果汁とりんご果汁で、残留基準より低い、残留暴露量が用いられている。

オレンジ果汁： 残留基準 2ppm⇒ 暴露量 0.32ppm

りんご果汁： 1ppm⇒ 0.31ppm

また、ESTI の対 ARfD 比は、国民全体区分では、ぶどう 30%、グレープフルーツ、日本なし、もも各 20% であり、乳幼児区分では、ぶどう 80%、もも 60%、みかん/オレンジ/日本なしで 30%、りんご 20% である。ちなみに、わたしたちは、子の比率が 10%を超えないことを求めている。

【回答3】

理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成 13 年 1 月 15 日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量 (EDI) 方式により暴露評価を行い、ADI の 80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細につきましては以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

短期推定摂取量 (ESTI) の推計においては、大量に混合又はブレンドされるオレンジ果汁等の場合は、中央値 (STMR) を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期摂取量の推定等については、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf>

また、急性参照用量 (ARfD) については、通常、動物実験で悪影響が認められなかった用量の更に 100分の1の量に設定されており、安全域は確保されています。さらに、短期推定摂取量は、農薬が高濃

		<p>度に残留する食品を短期間に大量に摂食するという状況を仮定して推定したのですが、このような状況が生じる可能性は低く、より安全側に立った推定値であると考えられます。これらのことから、食品ごとに短期摂取量を推定し、それがARFDを超えないことを確認することは、妥当と考えています。</p>
2	<p>【意見4】 殆どの品目で基準が強化されているのは好ましいが、他国で基準さえ設定されていないような危険な物質の残留(使用)は一切、認めてはならない。</p>	<p>【回答4】 厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>

サリノマイシンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>概ね基準が強化されているのはいいが、「評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、サリノマイシンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。」とするのは問題。遺伝毒性について、改めてきちんと検証すべき。</p>	<p>【回答1】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、「遺伝毒性試験の結果では、<i>in vitro</i> の復帰突然変異試験が1試験陽性であったが、より高用量のものも含め、他の復帰突然変異試験はいずれも陰性であり、マウスリンパ腫細胞を用いた遺伝子突然変異試験も陰性であった。また、<i>in vivo</i> の小核試験は陰性であった。したがって、サリノマイシンには生体にとって問題となる遺伝毒性はなく、サリノマイシンの一日摂取許容量（ADI）を設定することは可能と考えた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADI が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20120718001</p>

フルアジナムに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>下記の作物の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである</p> <p>(1) その他のゆり科野菜 5ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、食用ゆりの残留試験 8 事例で、散布 14 日後の最大残留値 1.92ppm である。</p> <p>2、現行 2ppm でも高いのに、さらに緩和された。</p> <p>(2) みかん（外果皮を含む。） 2ppm</p> <p>[理由] 残留試験 4 事例で、最大残留値 0.76ppm である。果肉では 0.11ppm、果皮では 4.37ppm である、</p> <p>(3) びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。） 2ppm</p> <p>[理由] 残留試験 3 事例で、散布 7 日後の最大残留値 1.05ppm である。果肉では、<0.01ppm である。</p> <p>(4) ブルーベリー 4ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留試験 2 事例で、散布日後の最大残留値 <0.02ppm である。</p> <p>2、アメリカでの残留試験 24 事例で、最大残留値 3ppm である。</p> <p>3、現行基準 0.1ppm をアメリカの基準 7ppm を参照に、4ppm に緩和した。</p> <p>(5) クランベリー 4ppm</p> <p>[理由] アメリカのブルーベリーの残留試験（最大残留値 3ppm）を参照に設定された。</p> <p>(6) ハックルベリー 4ppm</p> <p>[理由] アメリカのブルーベリーの残留試験（最大残留値 3ppm）を参照に設定された。</p> <p>(7) その他のベリー類果実 4ppm</p> <p>[理由] アメリカのブルーベリーの残留試験（最大残留値 3ppm）を参照に設定された。</p> <p>(8) キウイ（果皮を含む。） 3ppm</p> <p>[理由] 残留試験 3 事例で、果実の最大残留値 1.17ppm である。果肉では 0.07ppm、果皮では 15.4ppm である。</p> <p>(9) グアバ 4ppm</p> <p>[理由] グアバの残留データはない。食品分類表では、</p>	<p>【回答 1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実及びグアバの残留基準については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成29年12月26日付け生食発1226第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物のみでなく、輸入される可能性のある食品については国際基準や海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。このように設定した残留基準についても、長期及び短期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p>海外で一定の作物群グループにおいて、共通の残留基準（グループMRL）が設定され、かつ、使用基準がグループ内の作物で共通であるものについては、当該グループMRLを参照して日本における残留基準を設定しています。これらの食品はベリー類果実に含まれるため、ブルーベリーの作物残留試験成績から基準値を設定しています。</p> <p>その他のゆり科野菜においては、食用ゆりの国内での使用方法で実施された作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p>

<p>グアバはグアバであって、その他のベリー類ではないが、アメリカのブルーベリーが参照されている。</p> <p>【意見2】 2015年のパブコメで、下記の作物の残留基準に反対したが、そのまま据え置かれている。残留実態を調べ、再考されたい。</p> <p>(1) その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。） 5ppm</p> <p>(2) なつみかんの果実全体 5ppm</p> <p>(3) レモン 5ppm</p> <p>(4) オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） 5ppm</p> <p>(5) グレープフルーツ 5ppm</p> <p>(6) ライム 5ppm</p> <p>(7) その他のかんきつ類果実 5ppm</p> <p>(8) 茶 5ppm</p> <p>(9) その他のスパイス 10ppm</p> <p>【意見3】 全体的に残留基準が高すぎる。残留実態を調べ、もっと低値に見直すべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、ラットの発がん性試験で、甲状腺腫瘍、マウスでは、肝細胞腫瘍の増加が認められたが、非異伝毒性メカニズムとかがえられている。また、イヌやマウスでは、中枢神経系白質空胞化が認められている。ラットの発生毒性試験では、胎児で小型胎児、上顎裂、変形口蓋等の外表異常の発生頻度が有意に増加、胸骨分節の未骨化等の骨格変異が認められてもいる。再現性に乏しいとみなされたものの、ARfDは妊婦で0.02 mg/kg 体重、一般で、5mg/kg 体重とされた。</p> <p>このような農薬の摂取は出来るだけ、減らすべきで、残留基準を低値とするのがよい。</p> <p>2、理論一日摂取量 TMDI の対 ADI 比が、下表のように、幼小児区分 138.8%で安全性の目安の80%を大きく超えている。そのため、全食品で、残留基準より低い暴露量をもちいて、EDI が算出され、対 TDI 比を</p>	<p>みかん、びわ及びキウイの残留基準につきましては、国内での使用方法で実施された作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>【回答2】 御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしています。</p> <p>【回答3】 本剤においては、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、遺伝毒性試験及び発生毒性試験の結果も踏まえ、一日摂取許容量（ADI）と急性参照用量（ARfD）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p> <p>詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。 http://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/print/kya20181010107</p> <p>理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量（EDI）方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まること</p>
--	---

低くみせている。暴露量にみあう残留基準にすればよい。

ちなみに、暴露量を残留基準より低くした事例の一部をあげておく。

みかん 残留基準 2ppm ⇒ 暴露量 0.07ppm
 オレンジ 5 ⇒ 0.195
 茶 5 ⇒ 0.095 など

	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg/ 人/ day	307.6	40.1	229.0	27.2	297.4	37.5	358.9	44.3
ADI 比 (%)	55.8	7.3	138.8	16.5	50.8	6.4	64.0	7.9

3、短期推定摂取量 ESTI の算出においても、暴露量を残留基準より低値にしている食品が、国民全体区分と妊婦区分で 12、幼小児区分で 7 ある。

たとえば、オレンジ、グレープフルーツ、ぼんかん
 残留基準 5ppm ⇒ 暴露量 0.936ppm

妊婦区分の ESTI/ARfD 比は

みかん/グレープフルーツ*:80%

そら豆(生)/びわ:70%

もやし/オレンジ果*汁/きんかん/キウイ*:60%

レモン/ぼんかん*/もも:50%、

にんにくの芽/オレンジ*/ゆず/すだち:40%、

らっきょう/ブルーベリー:30%、

かき:20%、(*は、暴露量を残留基準より低値にしている。)

4、幼小児区分の ESTI が算出されているが、ARfD を妊婦より高い国民全体なみの 5mg/kg 体重とし、ESTI/ARfD を低くみつもっているため、10%を超える食品がない。幼小児の ARfD を妊婦並みで、再評価すべきである。

を確認したものです。EDI 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細につきましては以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

短期推定摂取量の評価については、一般、幼小児及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂食量（短期間に大量に摂食した場合として、97.5 パーセンタイル値（100 人中 2～3 番目に多く食べる人の量に相当する摂食量）を用いて農薬の一日最大の摂取量を推定し、短期推定摂取量（ESTI）/ARfD が 100%を超えないことを確認しています。詳細については、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf>

本剤の発生毒性の評価につきましては、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価書に記載がなされており、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性などによる感受性の違いも考慮して適切に ADI や ARfD が評価されているものと承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/print/kya20181010107>

2

【意見 4】

基準案について、強化されている品目が多いのは評価できる。

【回答 4】

本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「フルアジナム（原

<p>ただし、「発がん性試験において、ラットで甲状腺腫瘍が、マウスで肝細胞腫瘍の増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と遺伝毒性メカニズムと考え難いとした論拠をご教示頂きたい。</p>	<p>体)の細菌を用いたDNA修復試験、復帰突然変異試験、マウスリンパ腫細胞を用いた遺伝子突然変異試験、チャイニーズハムスター肺由来培養細胞 (CHL) を用いた染色体異常試験、ヒト線維芽細胞及びラット初代培養肝細胞を用いたUDS 試験並びにチャイニーズハムスター及びマウスを用いた小核試験が実施された。結果は表32 に示されている。細菌に対しては低濃度域で生育阻害が認められたが、いずれの試験結果も陰性であったことから、フルアジナムに遺伝毒性はないものと考えられた。」と結論されています。詳細については、【回答3】の評価書を御覧ください。</p>
---	--

フルベンジアミドに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】 下記の食品の残留基準を2ppm以上とすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) その他のきく科野菜 3ppm [理由] きくの葉の残留試験2事例で、散布14日後の最大残留値1.32ppmである。</p> <p>(2) みかん（外果皮を含む。） 2ppm [理由] 残留試験4事例で、散布1日後の果実の最大残留値0.73ppmである。果肉は0.03ppm、果皮は3.16ppmである。</p> <p>(3) びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。） 2ppm [理由] 残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値0.51ppmである。果肉は0.08ppmである。</p> <p>(4) キウイ（果皮を含む。） 2ppm [理由] 残留試験3事例で、散布7日後の果実の最大残留値0.804ppmである。果皮は5.20ppm、果肉は0.007ppmである。</p> <p>【意見2】 2018年以前のパブコメで、残留試験データの詳細やデータが不明なものが多い上、残留実態も示されないため、下記の残留基準に反対してきたが、そのまま据え置かれている。再考すべきである。</p> <p>(1) そば 10ppm (2) だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 10ppm (3) かぶ類の葉 25ppm (4) はくさい 5ppm (5) キャベツ 4ppm (6) 芽キャベツ 4ppm (7) きょうな 20ppm (8) チンゲンサイ 5ppm (9) カリフラワー 4ppm (10) ブロッコリー 5ppm (11) レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） 15ppm (12) ねぎ（リーキを含む。） 3ppm (13) トマト 2ppm</p>	<p>【回答1】 厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>きく（葉）、みかん、びわ及キウイの残留基準につきましては、国内での使用方法で実施された作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>なお、その他のきく科野菜には、同じ分類であるきく（葉）が含まれ、きく（葉）の作物残留試験成績に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>【回答2】 御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。</p>

<p>(14) ピーマン 3ppm (15) その他のなす科野菜 5ppm (16) その他のうり科野菜 2ppm (17) オクラ 2ppm (18) 未成熟えんどう 2ppm (19) 未成熟いんげん 3ppm (20) その他の野菜 5ppm (21) なつみかんの果実全体 3ppm (22) レモン 3ppm (23) オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） 3ppm (24) グレープフルーツ 3ppm (25) ライム 3ppm (26) その他のかんきつ類果実 3ppm (27) ネクタリン 2ppm (28) あんず（アプリコットを含む。） 2ppm (29) すもも（プルーンを含む。） 2ppm (30) うめ 2ppm (31) おうとう（チェリーを含む。） 2ppm (32) いちご 2ppm (33) ぶどう 2ppm (34) 綿実 2ppm (35) 茶 50ppm (36) その他のスパイス 10ppm (37) その他のハーブ 25ppm (38) えだまめ 5ppm (39) ケール 20ppm (40) こまつな 20ppm (41) その他のあぶらな科野菜 20ppm (42) セロリ 10ppm (43) ブルーベリー 2ppm (44) 牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 2ppm (45) 牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 2ppm</p> <p>【意見3】 全体的に残留基準が高すぎる。残留実態を調べ、もっと低値にすべきである。</p>	<p>【回答3】 内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、ラットを用いた2年間発がん性試験の結</p>
---	--

[理由]

1、マウスの発がん性試験で、甲状腺腫瘍大が認められた

ラットの繁殖試験や発達神経毒性試験で、児動物で眼球腫大、虹彩癒着等の眼の異常が認められ、出生後の乳汁を介した暴露によると考えられ、そのため、ARFDは、授乳中の女性に対して0.15mg/kg体重、一般集団には設定する必要なしとされた。このような農薬は摂取を出来るだけ減らすため、残留基準も低値にすべきである。

2、理論一日摂取量 TMDI の対 ADI 比が、下表のように、すべての区分で安全性の目安の 80% を大きく超えている。幼小児区分では 263.7% である。

そのため、全食品で、残留基準より低い暴露量をもちいて、EDI が算出され、対 TDI 比を低くみせている。暴露量にみあう残留基準にすればよい。

また、レタス、こまつな、茶の TMDI への寄与率も高いのが、気がかりである。

	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg/人/day	1611.5	409.9	739.8	203.5	1398.6	386.8	1923.2	480.3
ADI 比 (%)	172.0	43.8	263.7	72.6	140.6	38.9	201.7	50.4
レタス EDI 算出の場合の暴露量 6.968ppm 残留基準 15ppm								
μg/人/day	144.0	66.9	66.0	30.7	171.0	79.4	138.0	64.1
こまつな EDI 算出の場合の暴露量 8.38500m 残留基準 20ppm								
μg/人/day	100.0	41.9	36.0	15.1	128.0	53.7	128.0	53.7
茶 EDI 算出の場合の暴露量 2.09ppm (残留基準 50ppm)								
μg/人/day	330.0	13.8	50.0	2.1	185.0	7.7	470.0	19.6

果から一日摂取許容量 (ADI) が設定されています。また、同委員会は、ラットを用いた 2 世代繁殖試験、1 世代繁殖試験及び発達神経毒性試験の結果を総合的に評価し、授乳中の女性を対象として急性参照用量 (ARFD) を設定しており、これらに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20181212146>

理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成 13 年 1 月 15 日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である EDI 方式により暴露評価を行い、ADI の 80% の範囲内に収まることを確認したものです。推定一日摂取量 (EDI) 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細につきましては以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

短期推定摂取量 (ESTI) の推計においては、作物残留試験が 4 例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) を用い、3 例以下の場合には残留基準値 (MRL) を用いることとしています。HR を用いる場合についても、食品の形態に応じて HR に変動係数を乗じるなど、ESTI が過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる茶等の場合は、中央値 (STMR) を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。

また、ARFD については、通常、動物実験で悪影響が認められなかった用量の更に 100 分の 1 の量に設

<p>ちなみに、暴露量を残留基準より低値にした他の食品は事例の一部をあげておく。</p> <table border="0"> <tr> <td>そば</td> <td>残留基準 10ppm</td> <td>⇒</td> <td>暴露量 2.17ppm</td> </tr> <tr> <td>だいこんの葉</td> <td>10</td> <td>⇒</td> <td>3.505</td> </tr> <tr> <td>はくさい</td> <td>5</td> <td>⇒</td> <td>1.855</td> </tr> <tr> <td>トマト</td> <td>3</td> <td>⇒</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>みかん</td> <td>2</td> <td>⇒</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>なつみかん、オレンジ</td> <td>3</td> <td>⇒</td> <td>1.11</td> </tr> <tr> <td>いちご</td> <td>2</td> <td>⇒</td> <td>0.635</td> </tr> </table> <p>3、短期推定摂取量 ESTI の算出においても、暴露量を残留基準より低値にしている食品が、妊婦区分で 28 ある。</p> <p>たとえば、</p> <table border="0"> <tr> <td>ケール/たかな/こまつな/きょうな/菜花</td> <td>残留基準 20ppm</td> <td>⇒</td> <td>暴露量 17.5ppm</td> </tr> <tr> <td>レタス</td> <td>残留基準 15ppm</td> <td>⇒</td> <td>暴露量 9.49ppm</td> </tr> <tr> <td>キャベツ</td> <td>4</td> <td></td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>トマト</td> <td>2</td> <td></td> <td>0.63</td> </tr> <tr> <td>ぶどう</td> <td>2</td> <td></td> <td>1.07</td> </tr> </table> <p>妊婦区分の ESTI/ARfD 比は</p> <p>ケール*/たかな*:90%</p> <p>だいこんの葉:60%、こまつな*:50%</p> <p>きょうな*/かぶの葉/はくさい/レタス類*セロリ:40%</p> <p>菜花*/ずいき/グレープフルーツ:30%</p> <p>キャベツ*/チンゲンサイ/ブロッコリー/とうがん/れんこん/オレンジ/ぽんかん:20%</p> <p>(*は、暴露量を残留基準より低値にしている。)</p> <p>4、幼児区分の ESTI は算出されていないのは、ARfD を国民全体なみに設定する必要なしとされているからである。残留量が不明な母乳の摂取を考えると、幼児の ARfD を妊婦並みとして、再評価すべきである。</p>	そば	残留基準 10ppm	⇒	暴露量 2.17ppm	だいこんの葉	10	⇒	3.505	はくさい	5	⇒	1.855	トマト	3	⇒	0.35	みかん	2	⇒	0.03	なつみかん、オレンジ	3	⇒	1.11	いちご	2	⇒	0.635	ケール/たかな/こまつな/きょうな/菜花	残留基準 20ppm	⇒	暴露量 17.5ppm	レタス	残留基準 15ppm	⇒	暴露量 9.49ppm	キャベツ	4		2.7	トマト	2		0.63	ぶどう	2		1.07	<p>定されており、安全域は確保されています。さらに、短期推定摂取量は、農薬が高濃度に残留する食品を短期間に大量に摂食するという状況を仮定して推定したのですが、このような状況が生じる可能性は低く、より安全側に立った推定値であると考えられます。これらのことから、食品ごとに短期摂取量を推定し、それが ARfD を超えないことを確認することは、妥当と考えています。</p> <p>ESTI の評価については、一般及び幼児（妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する ARfD が設定された場合には、当該集団を含む。）の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂食量（短期間に大量に摂食した場合として、97.5 パーセントイル値（100 人中 2～3 番目に多く食べる人の量に相当する摂食量）を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、ESTI/ARfD が 100% を超えないことを確認しています。</p> <p>短期推定摂取量の推定等の詳細については、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-111210-00-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</p>
そば	残留基準 10ppm	⇒	暴露量 2.17ppm																																														
だいこんの葉	10	⇒	3.505																																														
はくさい	5	⇒	1.855																																														
トマト	3	⇒	0.35																																														
みかん	2	⇒	0.03																																														
なつみかん、オレンジ	3	⇒	1.11																																														
いちご	2	⇒	0.635																																														
ケール/たかな/こまつな/きょうな/菜花	残留基準 20ppm	⇒	暴露量 17.5ppm																																														
レタス	残留基準 15ppm	⇒	暴露量 9.49ppm																																														
キャベツ	4		2.7																																														
トマト	2		0.63																																														
ぶどう	2		1.07																																														
<p>2 【意見 4】</p> <p>授乳中の女性に限り、ARfD が設定されており、その根拠はラットの児動物で目の異常が認められたとのことだが、このようなリスクのある物質の使用や残留は一切禁すべきではないか？</p>	<p>【回答 4】</p> <p>ARfD の設定及び評価については【回答 3】を御参照ください。</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果</p>																																																

		や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、農薬の残留基準を設定しています。
--	--	---

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>基準値の引き下げには賛成だが、引き上げについては品目によらず一律に反対する。</p> <p>また、現在高い数値が設定されて今回の変更対象に含まれていない品目の、基準値引き下げの追加検討を願う。同種の作物で摂取する量が同等にも関わらず、一部の品目で高い値が許容されることはあってはならないと考える。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>
2	<p>【意見 2】</p> <p>基準値改正後の猶予期間 6 ヶ月について、食安発第 1129001 号第 3 施行適用期日 2 告示関係にならぬ、施行日までに製造され、又は加工された食品については、改正前の基準値を適用とする見直しの検討を願う。</p> <p>仮に 19 年 9 月に改正があれば、20 年 3 月に新基準となるが、下記 1. 2 のような例がある為、上記検討を願う。</p> <p>1. 改正後猶予期間中に製造・加工が行われた場合 冷凍野菜（賞味期限 1 年）を 19 年 10 月に改正前の基準（仮に適正值 5~10ppm）で管理された野菜を原料として加工した場合、原案では 20 年 3 月に基準値（仮に 0.01ppm）を超える恐れがあり、流通・販売ができなくなる。</p> <p>また、改正直後（1 ヶ月）では改正後の基準に適合する原料に限られ、商品の安定供給ができなくなる。</p> <p>2. 改正前に既に加工されている場合 冷凍野菜（賞味期限 1 年）を改正 19 年 9 月以前の 6 月に収穫・加工した商品は、改正前の為、農薬（仮に適正值 5~10ppm）で使用しており、翌年 3 月に（仮に 0.01ppm）へ改正されたとしても、既に適正值で管理したもので商品化しているため 3 月以降は改正値に適合せず商品ロスが発生し、事業者としては自主回</p>	<p>【回答 2】</p> <p>御指摘の「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成 17 年厚生労働省告示第 499 号）等においては、ポジティブリスト制度導入にあたり、一律基準を新設し、また、多くの農薬等に暫定基準を設定しており、今回の改正とは異なるため、同一の経過措置の適用はできません。</p> <p>日本で農薬登録がなされている食品、国際基準が設定されている食品、諸外国で残留基準が設定されており、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 29 年 12 月 26 日付け生食発 1226 第 5 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づく要請があった食品については、作物残留試験結果等に基づいて残留基準を設定しておりますが、一方で、当該農薬の使用対象でなくなった、あるいは、参照する国際基準や海外基準が削除になった等の状況を踏まえ、必要ではないと考えられる食品の残留基準は削除しています。なお、基準を引き下げる食品（一律基準となる食品等）については、新しい残留基準に速やかに移行するために、告示日から 6 月以内に限り、従前の例によることとしています。農薬登録において定められた使用方法の範囲内で当該農薬が適正に使用された農作物を排除しないよう基準値を設定又は改</p>

	収、回収命令などを実施しなくてはならない。 再考を求める。	正していますので、適正な農薬使用による農作物の 管理をお願いします。
--	----------------------------------	---------------------------------------